

コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金募集要項(追加募集)

1. 補助制度の概要

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しを見せず、住民に様々な影響を与えています。影響を受けている住民への支援のために、NPOが取り組む新たな事業（新規・拡充事業）を対象に助成をします。

＜想定される事業実施例＞

- ・子ども食堂の実施
- ・子どものための学習支援事業（オンライン学習への支援、教材づくりなど）
- ・交通弱者のための買い物支援
- ・子どものための運動などの支援(教材づくり、室内でできる運動の紹介など)
- ・食事づくりが困難な方等のための配食支援
- ・県外在住者の帰省困難等、人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援
- ・オンラインを活用した商店街の活性化
- ・コロナ禍における地域の防災情報
- ・コロナ禍における育児への支援、相談事業

＜新規・拡充事業とは＞

団体が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の支援のために、これまでの経験ノウハウを生かし、新しく実施する事業を「新規事業」としています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の支援のために、団体がこれまで実施してきた事業の規模を拡大して実施する事業を「拡充事業」としています。

※「令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金」において採択された新規・拡充事業は対象外とします。

ただし、同一事業であっても支援対象者が明らかに異なる場合は対象とします。(例：支援対象が子どもであった事業を高齢者も対象として事業を拡充して実施など)

2. 補助対象事業者

事業の申請ができる団体は実施要領に定める条件を満たしたNPO法人、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人です。

※一次募集で既に交付を受けた団体は対象となりませんのでご注意ください。

3. 補助対象経費

別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとします。

4. 補助率、補助上限額

次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- (1) 補助率 補助対象経費の10/10以内
- (2) 補助上限額 一団体あたり500千円

5. 事業実施期間

交付決定の日から令和4年3月31日まで

6. 募集期間

随時、募集を受け付けます。採択額が予算額に達した時点で募集を終了します。

7. 応募方法

下記書類を島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室まで郵送または持参により提出してください。

(1) 提出書類 (HP からダウンロードできます。 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>)

- ア. 事業提案書 (様式第 1 号)
- イ. 事業提案企画書 (様式第 1 号 添付書類 1)
- ウ. 収支計画書 (様式第 1 号 添付書類 2)
- エ. 確認書 (様式第 1 号 添付書類 3)
- オ. 役員名簿 (様式第 1 号 添付書類 4)
- カ. 団体の年間事業計画書及び年間収支予算書 (直近のもの)
- キ. 団体の定款、規約
- ク. 【市民活動団体のみ必要な書類】 島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し (ここでいう協働は補助、委託、共催、後援又はそれに類するものとします)
- ケ. 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料 (A4 サイズ、5 枚以内)

→ ※ただし、「令和 2 年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金」の事業採択団体、申請団体及び「しまね社会貢献基金登録団体」は、上記エ、オ、カ、キ、クの提出は不要とします。

8. 審査、交付方法

申請のあった事業について、民間の委員を主体にした審査会において審査の上採択事業を決定します。採択通知送付後、補助金交付申請書を提出していただきます。

また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がありますとともに、交付決定に当たっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

9. 審査項目

審査項目は概ね次のとおりです。

- ① 事業の目的及び公益性
- ② 事業の効果、地域社会への貢献度
- ③ スケジュール
- ④ 事業の先進性、実効性
- ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性
- ⑥ 事業実施後の継続性

10. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。また、事業実施後、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

11. 留意事項

事業実施にあたっては、感染防止のための対策を十分に行っていただきますようお願いいたします。
事業内容によっては補助対象にならない場合がありますので、まずはご相談ください。

12. 申請書類の提出先

下記提出先まで郵送、Eメール、もしくは持参いただきますようお願いいたします。

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地

(TEL) 0852-22-5262、5096 (Fax) 0852-22-5636

(E-mail) npo@pref.shimane.lg.jp

(HP) <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

別表

補 助 対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none">・謝金・旅費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料・賃金（事業執行に直接係るもののみ）・その他知事が事業実施にあたり必要不可欠であると認める経費
<p>以下の経費については補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・事務所や活動場所の家賃、光熱費、役員報酬などの経常的な経費・飲食費（配食支援等に係る食材費は対象とします。）・施設整備や工事費など資産計上される経費・その他知事が適当でないとする経費